

(別紙5) 償還猶予

償還免除の対象とならない借受人について、以下の①から⑥に該当する事由により、償還が著しく困難になったと認められるときは、貸付元利金の償還を猶予することが可能となる。

- ① 地震や火災等により被災した場合
- ② 病気療養中の場合
- ③ 失業又は離職中の場合
- ④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合
- ⑤ 自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合
- ⑥ 本会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合